

(第27号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 規定整備

(1) 食品衛生法の一部改正に伴う規定整備

① 別表第2の関係各項において、新たに設置される営業許可業種については名称及び手数料額を新設し、統廃合等により名称や施設要件の取扱が変更となる営業許可業種については、項の削除又は名称等を改める。なお、従前から営業を継続している既存事業者等に対しては、新規の許可申請の手数料額ではなく、許可更新申請の手数料額を適用する。ただし、改正後の許可更新申請手数料額が改正前の額を上回る場合は改正前の額を適用する。

② 別表第2における東京都の食品製造業等取締条例の規定に基づく事務について、食品衛生法に基づく許可又は届出業種となるため、関係各項を削除する。

③ 別表第2の関係各項において引用している法律の条項番号を改める。

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う規定整備

別表第2の関係各項において引用している法律及び政令の条項番号を改める。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴う規定整備

① 別表第2の84の6の項及び84の7の項並びに別表第3の各項の非住宅部分における面積区分を分割する。

② 別表第3において引用している法律の条項番号を改める。

2 施行日

上記1(1) 令和3年6月1日

上記1(2) 令和3年8月1日(一部の改正規定については公布の日)

上記1(3) 令和3年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

【第1条関係】中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
13	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)
14	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	(1) 飲食店営業許可申請手数料 ア 飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。) 18,300円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 5,600円 (2) 飲食店営業許可更新申請手数料 ア 飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。) 8,900円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 2,700円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	14	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	(1) 飲食店営業許可申請手数料 ア 飲食店(移動飲食店又は臨時飲食店を除く。) 18,300円 イ 移動飲食店又は臨時飲食店営業 5,600円 (2) 飲食店営業許可更新申請手数料 ア 飲食店(移動飲食店又は臨時飲食店を除く。) 8,900円 イ 移動飲食店又は臨時飲食店営業 2,700円	許可申請 のとき 更新申請 のとき
15	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により	(1) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 7,200円 (2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料 5,100円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	15	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	(1) 喫茶店営業許可申請手数料 11,500円 (2) 喫茶店営業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請 のとき 更新申請 のとき

	食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査					
16	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	(1) 食肉販売業許可申請手数料 11,500円 (2) 食肉販売業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき	16	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査 (1) 菓子製造業許可申請手数料 ア 菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。) 16,800円 イ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 5,500円 ロ 菓子製造業許可更新申請手数料 ア 菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。) 8,400円 イ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 2,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	(1) 魚介類販売業許可申請手数料 11,500円 (2) 魚介類販売業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき	17	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査 (1) あん類製造業許可申請手数料 16,800円 (2) あん類製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類	(1) 魚介類競り売り営業許可申請手数料 25,200円 (2) 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	18	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイス (1) アイスクリーム類製造業許可申請手数料 16,800円 (2) アイスクリーム類製造業許可更新手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき

	競り売り営業の許可の申請に対する審査				クリーム類製造業の許可の申請に対する審査		
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	(1) 集乳業許可申請手数料 11,500円 (2) 集乳業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき	19	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	(1) 乳処理業許可申請手数料 25,200円 (2) 乳処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	(1) 乳処理業許可申請手数料 25,200円 (2) 乳処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	20	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	(1) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 25,200円 (2) 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	(1) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 25,200円 (2) 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	21	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 乳製品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 乳製品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
22	食品衛生法第55条第1項及び	(1) 食肉処理業許可申請手数料 25,200円	許可申請のとき	22	食品衛生法第52条第1項及び	(1) 集乳業許可申請手数料 11,500円	許可申請のとき

	食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業</u> の許可の申請に対する審査	(2) <u>食肉処理業許可更新申請手数料</u> 12,600円	更新申請のとき		食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>集乳業</u> の許可の申請に対する審査	(2) <u>集乳業許可更新申請手数料</u> 5,700円	更新申請のとき
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食品の放射線照射業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u> 25,200円 (2) <u>食品の放射線照射業許可更新申請手数料</u> 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	23	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳類販売業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>乳類販売業許可申請手数料</u> 11,500円 (2) <u>乳類販売業許可更新申請手数料</u> 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>菓子製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>菓子製造業許可申請手数料</u> 16,800円 (2) <u>菓子製造業許可更新申請手数料</u> 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき	24	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>食肉処理業許可申請手数料</u> 25,200円 (2) <u>食肉処理業許可更新申請手数料</u> 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>アイスクリーム類製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</u> 16,800円 (2) <u>アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料</u> 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき	25	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉販売業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>食肉販売業許可申請手数料</u> 11,500円 (2) <u>食肉販売業許可更新申請手数料</u> 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき

26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 乳製品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 乳製品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	26	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 食肉製品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 食肉製品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	(1) 清涼飲料水製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	27	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	(1) 魚介類販売業許可申請手数料 11,500円 (2) 魚介類販売業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 食肉製品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 食肉製品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	28	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類せり売り営業の許可の申請に対する審査	(1) 魚介類せり売り営業許可申請手数料 25,200円 (2) 魚介類せり売り営業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	(1) 水産製品製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 水産製品製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	29	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	(1) 魚肉ねり製品製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 魚肉ねり製品製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき

	に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査				に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査		
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	(1) 氷雪製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 氷雪製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	30	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	(1) 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料 25,200円 (2) 食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	(1) 液卵製造業許可申請手数料 13,200円 (2) 液卵製造業許可更新申請手数料 7,800円	許可申請のとき 更新申請のとき	31	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	(1) 食品の放射線照射業許可申請手数料 25,200円 (2) 食品の放射線照射業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	(1) 食用油脂製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 食用油脂製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	32	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	(1) 清涼飲料水製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき

33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 19,200円</u> (2) <u>みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料 9,600円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき	33	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>乳酸菌飲料製造業許可申請手数料 16,800円</u> (2) <u>乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料 8,400円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき
34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>酒類製造業許可申請手数料 19,200円</u> (2) <u>酒類製造業許可更新申請手数料 9,600円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき	34	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>氷雪製造業許可申請手数料 25,200円</u> (2) <u>氷雪製造業許可更新申請手数料 12,600円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき
35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>豆腐製造業許可申請手数料 16,800円</u> (2) <u>豆腐製造業許可更新申請手数料 8,400円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき	35	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	(1) <u>氷雪販売業許可申請手数料 15,800円</u> (2) <u>氷雪販売業許可更新申請手数料 8,200円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき
36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>納豆製造業許可申請手数料 16,800円</u> (2) <u>納豆製造業許可更新申請手数料 8,400円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき	36	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	(1) <u>食用油脂製造業許可申請手数料 25,200円</u> (2) <u>食用油脂製造業許可更新申請手数料 12,600円</u>	許可申請のとき 更新申請のとき

	請に対する審査				の申請に対する審査		
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>麺類製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>麺類製造業許可申請手数料</u> 16,800円 (2) <u>麺類製造業許可更新申請手数料</u> 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>マーガリン又はショートニング製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</u> 25,200円 (2) <u>マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料</u> 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>そうざい製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>そうざい製造業許可申請手数料</u> 25,200円 (2) <u>そうざい製造業許可更新申請手数料</u> 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>みそ製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>みそ製造業許可申請手数料</u> 19,200円 (2) <u>みそ製造業許可更新申請手数料</u> 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型そうざい製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>複合型そうざい製造業許可申請手数料</u> 35,200円 (2) <u>複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</u> 3,300円	許可申請のとき 更新申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>しょう油製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>しょう油製造業許可申請手数料</u> 19,200円 (2) <u>しょう油製造業許可更新申請手数料</u> 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>冷凍食品製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>冷凍食品製造業許可申請手数料</u> 25,200円	許可申請のとき		食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>ソース類製造業</u> の許可の申請に対する審査	(1) <u>ソース類製造業許可申請手数料</u> 19,200円	許可申請のとき

	55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく冷凍食 品製造業の許可 の申請に対する 審査	(2) 冷凍食品製造業許可更新申請手数料 12,600円	のとき 更新申請 のとき		52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づくソース 類製造業の許可 の申請に対する 審査	(2) ソース類製造業許可更新申請手数料 9,600円	のとき 更新申請 のとき
41	食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく複合型 冷凍食品製造業 の許可の申請に 対する審査	(1) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 35,200円 (2) 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料 3,300円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	41	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく酒類製 造業の許可の申 請に対する審査	(1) 酒類製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 酒類製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請 のとき 更新申請 のとき
42	食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく漬物製 造業の許可の申 請に対する審査	(1) 漬物製造業許可申請手数料 13,200円 (2) 漬物製造業許可更新申請手数料 7,800円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	42	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく豆腐製 造業の許可の申 請に対する審査	(1) 豆腐製造業許可申請手数料 16,800円 (2) 豆腐製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請 のとき 更新申請 のとき
43	食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく密封包 装食品製造業の	(1) 密封包装食品製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 密封包装食品製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	43	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく納豆製 造業の許可の申	(1) 納豆製造業許可申請手数料 16,800円 (2) 納豆製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請 のとき 更新申請 のとき

	許可の申請に対する審査				請に対する審査		
44	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	(1) 食品の小分け業許可申請手数料 16,800円 (2) 食品の小分け業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき	44	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	(1) めん類製造業許可申請手数料 16,800円 (2) めん類製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき
45	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	(1) 添加物製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 添加物製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき	45	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	(1) そうざい製造業許可申請手数料 25,200円 (2) そうざい製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
46及び 47	削除			46	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
				47	食品衛生法第52条第1項及び	(1) 添加物製造業許可申請手数料 25,200円	許可申請のとき

					食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	(2) 添加物製造業許可更新申請手数料 12,600円	更新申請のとき
47の2	(略)	(略)	(略)	47の2	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
65の14	(略)	(略)	(略)	65の14	(略)	(略)	(略)
65の15	医薬品医療機器等法第14条第13項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)	65の15	医薬品医療機器等法第14条第9項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)
66	(略)	(略)	(略)	66	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
69の5	(略)	(略)	(略)	69の5	(略)	(略)	(略)
70	削除			70	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第3条	(1) 行商人の鑑札及び記章の交付手数料 業種ごとに1,800円 (2) 行商人の鑑札及び記章の再交付手数料 1件ごとに1,100円	届出のとき 届出のとき

			第1項の規定に 基づく鑑札及び 記章の交付並び に同条第3項の 規定に基づく鑑 札及び記章の再 交付	
70の2	食品製造業等 取締条例第5条 第1項及び第2項 の規定に基づく 弁当等人力販売 業者の許可の申 請に対する審査	(1) 弁当等人力販売業許可申請手数料 1件ごとに 8,800円 (2) 弁当等人力販売業許可更新申請手数料 1件ご とに5,400円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	
70の3	食品製造業等 取締条例第5条 の2第1項の規定 に基づく許可済 証の交付及び同 条第3項の規定 に基づく許可済 証の再交付	(1) 弁当等人力販売業許可済証の交付手数料 1件 ごとに1,400円 (2) 弁当等人力販売業許可済証の再交付手数料 1 件ごとに1,100円	交付申請 のとき 再交付申 請のとき	
70の4	食品製造業等 取締条例第5条 の3第1項及び第 2項の規定に基 づく製造業者等 の許可の申請に	(1) 食品製造業等許可申請手数料 業種ごとに13, 200円 (2) 食品製造業等許可更新申請手数料 業種ごと に7,800円	許可申請 のとき 更新申請 のとき	

71	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
84の5	(略)	(略)	(略)
84の6	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額) (1) 当該申請に併せて区長が指定する者(次項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア～ウ (略) エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限る。) (ア) (略) (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー	認定申請 のとき

	対する審査		
71	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
84の5	(略)	(略)	(略)
84の6	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額) (1) 当該申請に併せて区長が指定する者(次項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア～ウ (略) エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限る。) (ア) (略) (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー	認定申請 のとき

トルを超え1,000平方メートル以内のもの
16,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メ
ートルを超え2,000平方メートル以内のもの
26,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住
宅の部分(住戸の部分及び共用廊下等の部分以
外の部分をいう。以下この項及び次項において
同じ。)に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー
ートルを超え1,000平方メートル以内のもの
16,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メ
ートルを超え2,000平方メートル以内のもの
26,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物
の申請の場合

(ア) (略)

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを

トルを超え2,000平方メートル以内のもの
26,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住
宅の部分(住戸の部分及び共用廊下等の部分以
外の部分をいう。以下この項及び次項において
同じ。)に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー
ートルを超え2,000平方メートル以内のもの
26,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物
の申請の場合

(ア) (略)

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを

超え1,000平方メートル以内のもの 16,000
円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートル
を超え2,000平方メートル以内のもの 26,0
00円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

(2) (1)以外の場合

ア～ウ (略)

エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用
廊下等の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー
トルを超え1,000平方メートル以内のもの
138,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メ
ートルを超え2,000平方メートル以内のもの
180,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住
宅の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー

超え2,000平方メートル以内のもの 26,000
円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(2) (1)以外の場合

ア～ウ (略)

エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用
廊下等の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー
トルを超え2,000平方メートル以内のもの
180,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住
宅の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メー

トルを超え1,000平方メートル以内のもの
300,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メ
ートルを超え2,000平方メートル以内のもの
384,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物
の申請の場合

(ア) (略)

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを
超え1,000平方メートル以内のもの 300,000
円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートル
を超え2,000平方メートル以内のもの 384,
000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料につい
て、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料
の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非
住宅の部分の額を加算した額とし、共同住宅等の住
戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合
の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により

トルを超え2,000平方メートル以内のもの
384,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物
の申請の場合

(ア) (略)

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを
超え2,000平方メートル以内のもの 384,000
円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料につい
て、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料
の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非
住宅の部分の額を加算した額とし、共同住宅等の住
戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合
の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により

		算出した額とする。				算出した額とする。	
84の7	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額) (1) 当該申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア～ウ (略) エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分に限る。) (ア) (略) (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>18,000円</u>	変更認定申請のとき	84の7	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額) (1) 当該申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア～ウ (略) エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分に限る。) (ア) (略) (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>18,000円</u>	変更認定申請のとき

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住宅の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
11,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
18,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合

(ア) (略)

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住宅の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
18,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合

(ア) (略)

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

(2) (1)以外の場合

ア～ウ (略)

エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
72,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
96,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住宅の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
154,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
198,000円

(エ) (略)

(オ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(2) (1)以外の場合

ア～ウ (略)

エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
96,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(非住宅の部分に限る。)

(ア) (略)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
198,000円

(ウ) (略)

(エ) (略)

		<p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 154,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p>	
85	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
----	-------	------

		<p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p>	
85	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
----	-------	------

1 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画		
	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	提出又は		
	(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	計画通知のとき
	物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
	(略)	(略)	(略)	
(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
		(略)	(略)	

1 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画		
	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	提出又は		
	(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	計画通知のとき
	物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	
(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び同省令第10条	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
		(略)	(略)	

		方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合				第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(5の項を除く。)において同じ。)による場合			
		標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円		標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表(5の項を除く。)において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円					
			(略)	(略)				(略)	(略)
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

エネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	エネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	提出又は変更計画通知のとき
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
	(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	

エネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	エネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	提出又は変更計画通知のとき
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		(略)	(略)	
	(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	

			満のもの	
			当該部分の床面積	257,100円
			の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
			(略)	(略)
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合において、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出向上に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合に関するにおいては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	認定申請	のと
規定に	(1) 申請	ア 一戸建て住宅		(略)
に基づく	に併せ	イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)
建築物	て建築	以外	(略)	(略)
エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審	物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第	一の建築物の申請の場合	(略)	(略)
		非住宅部分	(略)	(略)
		物の申請の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積	27,100円

			満のもの	
			(略)	(略)
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合において、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出向上に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合に関するにおいては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)	認定申請	のと
規定に	(1) 申請	ア 一戸建て住宅		(略)
に基づく	に併せ	イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)
建築物	て建築	以外	(略)	(略)
エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審	物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第	一の建築物の申請の場合	(略)	(略)
		非住宅部分	(略)	(略)
		物の申請の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円

査	1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		(略)	
				(略)		(略)	
合	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		(略)		(略)	
	の建築物の申請の場合	イ ア 住戸ごとの申請以外の場合		(略)		(略)	
		の建築物	一の(略)		(略)		(略)
		建築物	建築非住モデル建物		(略)		(略)
		物の申請の場合	住宅部法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建築物エネルギー消費	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		110,700円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,		145,700円	

査	1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合					(略)	
						(略)	
合	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		(略)		(略)	
	の建築物の申請の場合	イ ア 住戸ごとの申請以外の場合		(略)		(略)	
		の建築物	一の(略)		(略)		(略)
		建築物	建築非住モデル建物		(略)		(略)
		物の申請の場合	住宅部法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		145,700円	

	性能基準等	000平方メートル								
	を定める省	未満のもの								
	令第10条第	(略)		(略)				(略)		(略)
	1号イ(1)の									
	屋内周囲空									
	間の年間熱									
	負荷(以下									
	この表にお									
	いて「屋内									
	周囲空間の									
	年間熱負									
	荷」とい									
	う。)の算									
	出に用いる									
	べきものと									
	して国土交									
	通大臣が定									
	める建築物									
	を用いて評									
	価する方法									
	をいう。4									
	の項におい									
	て同じ。)									
	による場合									
	標準入力法	(略)		(略)				標準入力法	(略)	(略)
	等(実際の	当該部分の床面積	284,400円					等による場	当該部分の床面積	367,100円
	設計仕様の	の合計が300平方						合	の合計が300平方	
	条件を基こ	メートル以上1,00							メートル以上2,00	

				算定した一 次エネルギー 消費量及び 屋内周囲 空間の年間 熱負荷を用 いて評価す る方法をい う。4の項 において同 じ。)によ る場合	0平方メートル未 満のもの	367,100円	(略)
					0平方メートル未 満のもの		(略)

					0平方メートル未 満のもの		(略)
					0平方メートル未 満のもの		(略)

4	建築物のエネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物の変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準に関する適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同法第36条第1項の規定に相当する額を加えた額)	変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準に関する適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同法第36条第1項の規定に相当する額を加えた額)	申請の額	申請の額	申請の額	申請の額
	基づく(1)申請	ア 一戸建て住宅	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	建築物に併せて建築物のエネルギー消費性能	イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4	建築物のエネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物の変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準に関する適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同法第31条第4項の規定に相当する額を加えた額)	建築物の変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準に関する適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同法第31条第4項の規定に相当する額を加えた額)	申請の額	申請の額	申請の額	申請の額
	基づく(1)申請	ア 一戸建て住宅	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	建築物に併せて建築物のエネルギー消費性能	イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	物の申請の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			(略)	(略)
外の場 合	ア 一戸建て住宅 イ ア 住戸ごとの申請の 以外 の建 築物	ア 一戸建て住宅	(略)	(略)
			イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)
			イ ア 一戸建て住宅以外の建築物	(略)
			イ ア 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分	(略)
			当該部分の床面積の合計が300平方	77,600円

向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	物の申請の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			(略)	(略)
外の場 合	ア 一戸建て住宅 イ ア 住戸ごとの申請の 以外 の建 築物	ア 一戸建て住宅	(略)	(略)
			イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)
			イ ア 一戸建て住宅以外の建築物	(略)
			イ ア 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分	(略)
			当該部分の床面積の合計が300平方	102,100円

			の場合	メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
				(略)	(略)
			標準入力	(略)	(略)
			法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
				(略)	(略)
5	建築	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	認定申請	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額	申請
	向上に	(1) 申請	ア	一戸建て住宅	(略)
	に関する	に併せ	イ	ア (略)	(略)

			の場合	メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
				(略)	(略)
			標準入力	(略)	(略)
			法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
				(略)	(略)
5	建築	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	認定申請	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額	申請
	向上に	(1) 申請	ア	一戸建て住宅	(略)
	に関する	に併せ	イ	ア (略)	(略)

法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の申請に対する審査	て建築物以外の建築物	非住宅部分	(略)	(略)
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			16,700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			27,100円
	(略)		(略)	(略)
(2) (1)以	(略)	(略)	(略)	(略)

法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の申請に対する審査	て建築物以外の建築物	非住宅部分	(略)	(略)
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			27,100円
	(略)		(略)	(略)
(2) (1)以	(略)	(略)	(略)	(略)

	外の場	イ	ア	(略)	(略)	(略)	(略)
	合	以外	非住	モデル建物法	(略)	(略)	(略)
	の建	宅部	による	場合	当該部分の床面積	110,700円	
	の建	物分			の合計が300平方		
					メートル以上1,00		
					0平方メートル未		
					満のもの		
					当該部分の床面積	145,700円	
					の合計が1,000平		
					方メートル以上2,		
					000平方メートル		
					未満のもの		
					(略)		(略)
				標準入力法等	(略)	(略)	(略)
				による	場合	当該部分の床面積	284,400円
					の合計が300平方		
					メートル以上1,00		
					0平方メートル未		
					満のもの		
					当該部分の床面積	367,100円	
					の合計が1,000平		
					方メートル以上2,		
					000平方メートル		
					未満のもの		
					(略)		(略)
6	建 築	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当	交付			申請
	物のエ	していることの証明手数料					
		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当				

	外の場	イ	ア	(略)	(略)	(略)	(略)
	合	以外	非住	モデル建物法	(略)	(略)	(略)
	の建	宅部	(一次エネルギー消費量の	当該部分の床面積	145,700円		
	の建	物分	算出に用いるべき標準的な	の合計が300平方			
			建築物を用いて評価する方	メートル以上2,00			
			法をいう。)に	0平方メートル未			
			よる場合	満のもの			
				(略)		(略)	(略)
			標準入力法等	(略)	(略)	(略)	(略)
			(実際の設計仕様の条件を	当該部分の床面積	367,100円		
			基に算定した	の合計が300平方			
			一次エネルギー消費量を用	メートル以上2,00			
			いて評価する	0平方メートル未			
			方法をいう。)	満のもの			
			よる場合	(略)		(略)	(略)
				(略)		(略)	(略)
6	建 築	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当	交付			申請
	物のエ	していることの証明手数料					
		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当				

エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
		(略)	(略)
		(2) (1)以外の非住宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		(略)	(略)
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未

エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		(略)	(略)	
		(2) (1)以外の非住宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
				(略)
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未			257,100円

		満のもの	
		当該部分の床面積	257,100円
		の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		(略)	(略)

		満のもの	
		(略)	(略)

備考

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)、2の項(2)、5の項(2)イ又は6の項(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ又は4の項(2)イに掲げる標

備考

準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エ

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エ

エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

1.1 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

- 1.2 (略)
- 1.3 (略)
- 1.4 (略)
- 1.5 (略)
- 1.6 (略)

エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

- 1.0 (略)
- 1.1 (略)
- 1.2 (略)
- 1.3 (略)
- 1.4 (略)

【第2条関係】中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				第1条による改正後			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
65の3	(略)	(略)	(略)	65の3	(略)	(略)	(略)
65の4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全	(略)	(略)	65の4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全	(略)	(略)

	性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第2条の3の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付				性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付		
65の5	医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	(略)	(略)	65の5	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	(略)	(略)
65の6	(略)	(略)	(略)	65の6	(略)	(略)	(略)
65の7	医薬品医療機器等法第12条第4項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対す	(略)	(略)	65の7	医薬品医療機器等法第12条第2項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対す	(略)	(略)

	る審査		
65の8	(略)	(略)	(略)
65の9	(略)	(略)	(略)
65の10	(略)	(略)	(略)
65の11	医薬品医療機器等法第13条第4項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
65の12	(略)	(略)	(略)
65の13	(略)	(略)	(略)
65の14	(略)	(略)	(略)
65の15	医薬品医療機器等法第14条第15項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更	(略)	(略)

	る審査		
65の8	(略)	(略)	(略)
65の9	(略)	(略)	(略)
65の10	(略)	(略)	(略)
65の11	医薬品医療機器等法第13条第3項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
65の12	(略)	(略)	(略)
65の13	(略)	(略)	(略)
65の14	(略)	(略)	(略)
65の15	医薬品医療機器等法第14条第13項及び医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更	(略)	(略)

	の承認の申請に 対する審査		
66	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
69の2	(略)	(略)	(略)
69の3	医薬品医療機 器等法第39条第 6項の規定に基 づく高度管理医 療機器等の販売 業又は貸与業の 許可の更新の申 請に対する審査	(略)	
69の4	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

	の承認の申請に 対する審査		
66	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
69の2	(略)	(略)	(略)
69の3	医薬品医療機 器等法第39条第 4項の規定に基 づく高度管理医 療機器等の販売 業又は貸与業の 許可の更新の申 請に対する審査	(略)	(略)
69の4	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表第2の65の15の項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第2の84の6の項及び84の7の項の改正規定並びに別表第3の改正規定 令和3年4月1日
- (3) 第1条中別表第2の14の項から47の項までの改正規定、同表70の項の改正規定、同表70の2の項から70の4の項までを削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年6月1日
- (4) 第2条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る

食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第1条（前項第3号に掲げる部分に限る。）の規定による改正後の中野区事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	8,900円
	そうざい製造業	別表第2の38の項	25,200円	8,900円
飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表第2の14の項	5,600円	2,700円
飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第2の15の項	7,200円	5,100円
喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	5,700円
喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第2の15の項	7,200円	5,100円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	8,400円
	菓子製造業	別表第2の24の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表第2の14の項	5,600円	2,700円
あん類製造業	菓子製造業	別表第2の24の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	8,400円
	アイスクリーム類製造業	別表第2の25の項	16,800円	8,400円
乳処理業	乳処理業	別表第2の20の項	25,200円	12,600円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	別表第2の21の項	25,200円	12,600円
乳製品製造業	乳製品製造業	別表第2の26の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
集乳業	集乳業	別表第2の19の項	11,500円	5,700円
食肉処理業	食肉処理業	別表第2の22の項	25,200円	12,600円
食肉販売業	食肉販売業	別表第2の16の項	11,500円	5,700円
食肉製品製造業	食肉製品製造業	別表第2の28の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円

魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	5,700円
	魚介類販売業	別表第2の17の項	11,500円	5,700円
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	別表第2の18の項	25,200円	12,600円
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	別表第2の29の項	19,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	別表第2の40の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	別表第2の23の項	25,200円	12,600円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	別表第2の27の項	25,200円	12,600円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表第2の20の項	25,200円	8,400円
	乳製品製造業	別表第2の26の項	25,200円	8,400円
	清涼飲料水製造業	別表第2の27の項	25,200円	8,400円
氷雪製造業	氷雪製造業	別表第2の30の項	25,200円	12,600円
食用油脂製造業	食用油脂製造業	別表第2の32の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	別表第2の32の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表第2の33の項	19,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表第2の33の項	19,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	別表第2の43の項	19,200円	9,600円
酒類製造業	酒類製造業	別表第2の34の項	19,200円	9,600円
豆腐製造業	豆腐製造業	別表第2の35の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
納豆製造業	納豆製造業	別表第2の36の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
麺類製造業	麺類製造業	別表第2の37の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
そうざい製造業	そうざい製造業	別表第2の38の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円

缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	別表第2の43の項	19,200円	9,600円
添加物製造業	添加物製造業	別表第2の45の項	25,200円	12,600円

3 附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する新条例別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

つけ物製造業	漬物製造業	別表第2の42の項	13,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	7,800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	別表第2の38の項	25,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	7,800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	別表第2の43の項	19,200円	7,800円
魚介類加工業	水産製品製造業	別表第2の29の項	19,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	7,800円
液卵製造業	液卵製造業	別表第2の31の項	13,200円	7,800円